

県南さんぽだより 第46号

発行所 茨城県南地域産業保健センター TEL: 0297-79-1066 FAX: 0297-79-1068 発行人 大西 慶造
 ホームページアドレス <http://www.intio.or.jp/m-sanpo/>

「はじめての入院体験」

龍ヶ崎労働基準監督署署長 工藤 好央



過去の「さんぽだより」を拝見しますと、皆さん自身の経験された健康にまつわるお話を掲載されている方が多いようです。また、その内容も決して好事例ばかりではないようなので、私もその例にならって、自分自身の決して自慢できない内容ですが、健康にかかわって経験したこと（入院体験）をお話ししたいと思います。

当時勤務していた労働局のある部署に2ヶ月後に本省の会計事務の調査が入る関係で、自分が所属していた課の職員の出勤簿や旅行命令簿など、事務関係書類の点検確認をしていたとき、突然、頭がぼろっとする違和感に襲われました。点検していた書類には不備が多く、かなり頭に血が上っていたので、そのせいかと安易に考えていたのですが、その日は階段を上り下りするときにも身体がふらつき、力が入りません。そのため、就業後に妻に電話をして車で迎えに来てもらい帰宅しました。

帰宅後に腹は減っていたので、とりあえず食事をしたところ、落ち着いたので少し横になればよくなるだろうと考え、横になっていたのですが、突然激しい吐き気を催し、食べたものをほとんど戻してしまいました。とりあえず、その日は寝たのですが、翌日になっても、身体がふらついて、頭がぼろっとした症状はよくなりません。この時、自分では分からなかったのですが、眼球がぐるぐる回る眼振という症状と呈していたらしく、自分が感じていたのは「めまい」という症状だったようです。（それまで自分は「めまい」というものを経験したことが無かったため、自覚できませんでした。）

翌日、普段から診てもらっているS病院の内科を訪れたところ、急遽、MRIで脳を調べるということになりました。この時は、診察室に突然担架が運ばれ、自分では動かないようにと言われ、丁寧に担架に乗せてもらい、検査室に連れて行かれました。こ

の時点で医師は、脳に異常があるかもしれないという疑いを持っておられたと思われませんが、検査の結果は「異常なし」。

こうなると、冷たいもので、検査室に入るときは担架に乗せて丁寧に運んでくれたのに、出るときは「はい、歩いて待合室に戻って下さい。」と言われてしまいました。その後の医師の診断では、「内科系では異常が認められないので、耳鼻科系の異常ではないかと考えられる。」とのことでした。結局、S病院には耳鼻科は無いので、翌日に別のK病院の耳鼻科を受診することになりました。

翌日に受診したK病院での診断では、難聴などの症状が無いのでおそらく「前庭神経炎」だろう、ということで、その日のうちにK病院に入院することになりました。正直、K病院への入院が決まるまで、まる2日間、食べても、食べても吐き気を催してすぐ戻してしまい胃は空っぽなため身体に力が入らず、しかも頭がぼろっとしてしっかりしないので、座っているのもつらい状況でしたので、とにかく早く病院のベッドで点滴でも受けながら横になって寝たいと思っていたのですが、入院前にレントゲンを撮られたり、血液検査をしたりとかの手間があり、座っているのもつらいのに、あちらこちらの検査室に連れ回されて、かなりしんどかったのを記憶しています。（とても一人では歩ける状態ではないので、同行した妻に車いすに乗せてもらい移動しました。）

また、入院してからも、特に手術などの治療は無く、薬を飲んでベッドで横になっている状態が続きました。この時の症状を表現しますと、「頭の上におもりがのっけて、下を向くとそのおもりに引っ張られて前のめりに倒れてしまいそうになるという状況」です。ベッドに寝て、横になっていれば何ともないのですが、一旦起き上がると頭が重く、頭の中がぼろっとしてはつきりしません。立った状態で顔を少しでも動かそうとすると、バランスを崩して倒

れてしまう、お腹は空くのですが、食べても気持ちが悪くなり、すぐに吐いてしまうという状態でした。

診察していただいた医師の話では、「左右二つある神経のうち、1つが麻痺してしまっており、それは回復しないので、残った神経とその他の器官で補うしかない。」とのこと。そのため、「つらいから寝てばかりいては駄目で、身体のバランスを取れるようになるため、少しでも歩くように。」と指示され、入院3日目くらいから、病院の中を歩いたり、階段を上り下りすることを繰り返していたところ、少しずつ症状が軽快し、10日ほどで退院することができました。

入院した時期が丁度ゴールデンウィーク期間中であつたこともあり、有給休暇は4日ほど使用するだけで済みました。退院後はすぐに出勤しましたが(土曜日に退院し日曜日をはさんで月曜日から出勤)、頭が重く、中心がぼうっとする感じは抜けきれなかったため、1ヶ月ほどはつらい思いをしました(突然吐き気に襲われて、トイレに駆け込むことも度々...)。しかし、当時の職場の上司や同僚の協力もあり、何とか乗り切ることができました。

前庭神経炎になった原因ですが、風邪をひいた拍子になることなどがあるということでしたが、そのような覚えは無く、未だになぜなったのかはよく分かりません。

ただ、この病気にかかるまで、自分は大病をしたり、入院をして手術を受けた経験なども一切無く、特に健康管理などをしっかりやっていたわけでも無いのに、生来酒も煙草もやらず、体重も標準体重で血圧も正常であることを根拠に、健康については変な自信みたいなものがあり、結構身体に無理があるようなこともしていたのですが(発売直後の新型ゲーム機を購入するため、2週連続で前日夜から販売店前で、寒さを我慢して徹夜で朝まで並んだ等々)、人間も50歳になると無理はできない、しっかりこれからの健康管理を考えて、いかなければいけないのだということを今更ながらに思い知らされた気がします。

皆さんはどうでしょうか？

【県南地域産業保健センターから】

◎これからの行事日程

- ・平成26年度龍ヶ崎地区全国労働衛生週間準備打合せ会
- 主 催：(一社)龍ヶ崎労働基準協会
- 日 時：平成26年9月5日(金)13時30分～
- 場 所：流通経済大学(龍ヶ崎市120)

特別講演：「大人の健康トークショー」田中 光氏

県南地域産業保健センター健康管理イベントは開演前に血圧測定・産業医(五十嵐 栄治先生)による健康相談会 11:30～13:30まで実施いたします。

・平成26年度茨城県産業安全衛生大会

日 時：平成26年10月3日(金)13時～

場 所：ホテルレイクビュー水戸

特別講演：「野球に学ぶ」仁志 敏久氏

◎労働安全衛生法が改正されます

～平成26年から平成28年6月までの間に順次施行～

化学物質による健康被害が問題となった胆管癌事案の発生や、精神障害を原因とする労災認定件数の増加など、最近の社会情勢の変化や労働災害の動向に即応し、労働者の安全と健康確保対策を一層充実するため、「労働安全衛生法の一部を改訂する法律」(平成26年法律第82号)が平成26年6月25日に公布されました。

改正項目は7項目あり、項目ごとに施工時期が異なりますので、ご留意下さい。

今回は紙面の都合により2項目のストレスチェックについて記載します。

2 ストレスチェックの実施等が義務となります

- 常時使用する労働者に対して、医師、保健師等^{※1}による心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)^{※2}を実施することが事業者の義務となります。(労働者数50人未満の事業場は当然の併発力義務)
- ※1 ストレスチェックの実施者は、今後告示で定める予定で、医師、保健師のほか、一定の研修を受けた看護師、精神保健福祉士を含みます。
- ※2 検査項目は、「職業性ストレス検知調査票」(57項目による検査)を参考とし、今後標準的な項目を示す予定。検査の頻度は、今後告示で定める予定で、1年ごとに1回とすることを予定。
- 検査結果は、検査を実施した医師、保健師等から直接本人に通知され、本人の同意なく事業者に提供することは禁止されます。
- 検査の結果、一定の要件^{※3}に該当する労働者から申出があった場合、医師による面接指導を実施することが事業者の義務となります。また、申出を理由とする不利益な取扱い^{※4}は禁止されます。
- ※3 要件は、今後告示で定める予定で、高ストレスと判定された者などを定める予定。
- 面接指導の結果に基づき、医師の意見を聴き、必要に成し就業上の措置^{※4}を講ずることが事業者の義務となります。
- ※4 就業上の措置とは、労働者の実情を考慮し、就業場内の変更、作業の転換、労働時間短縮、在宅勤務の奨励等の措置を行うこと。

